掛川市条例第10号

掛川市駅周辺駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月29日

掛川市長

(別紙)

掛川市駅周辺駐車場条例の一部を改正する条例

掛川市駅周辺駐車場条例(平成17年掛川市条例第86号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第6条関係)

駐車場の名称	利 用 時 間	使用料の額
掛川駅北駐車場掛川駅南第1駐車場	15分まで	無料
	15分超え30分まで	100円
	30分超え10時間まで	30分までごとに100円
	10時間超え24時間まで	2,000円
	24時間超え	12時間までごとに1,000円
掛川駅南第2駐車場	10時間まで	1 時間までごとに100円
	10時間超え24時間まで	1,000円
	24時間超え	12時間までごとに500円

別表第2(第7条関係)

区 分	販 売 価 格
1組(100円券12枚)	1,000円
1枚(3,600円相当分)	3,000円

附則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市駅周辺駐車場条例別表第1の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に徴収する使用料について適用し、施行日前に徴収する使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正前の掛川市駅周辺駐車場条例第7条第1項の規定により発行された回数駐車券(1枚につき6,000円相当分の回数駐車券に限る。)については、施行日以後においても、なお従前の例により使用することができる。